

令和元年12月5日
環境清掃部 清掃リサイクル課

「清掃負担の公平」による負担の調整額について

1 制度導入の経緯

「清掃負担の公平（迷惑の負担を公平にする方策）」については、平成20年3月14日の特別区長会総会において「負担の公平化の方策」「金銭による負担の調整の方策」が了承された。

2 負担の調整の概要

- 自区内の発生ごみ量に、一定のごみ量を加算したものを、各清掃工場の「一定の処理基準」とする。
- 「一定の処理基準」において処理できないごみ量に対し、1トンあたり1,500円を乗じた額を、負担の調整総額とする。
- 負担金は、年間の処理量が「一定の処理基準」に達していない区と、工場未設置区が負担する。「一定の処理基準」に達していない区は達していない割合に応じて、工場未設置区は自区内発生ごみ量に応じて負担する。
- 負担金を受け取る区は、「一定の処理基準」を超えて処理している割合に応じて受け取る。（当初受取額）
- 清掃工場建替え期間中の区、建替え工場の試運転期間のある区及び「一定の処理基準」が清掃工場の年間処理能力を超えている区は、負担金の一部を免除する。免除額は調整額を受け取る区で調整する。（免除分負担額）
- 当初受取額から免除分負担額を控除した額が、実受取額となる。
- 負担方法は、清掃一部事務組合分担金と相殺して行う。

3 令和2年度調整額の算定結果

(1) 調整総額 $242,663.225 \text{ t} \times 1,500 \text{ 円} = 363,994,838 \text{ 円} (\div 363,996,000 \text{ 円})$

(2) 免除額 27,816,000円

区名	免除理由	免除額(円)	備考
目黒	目黒清掃工場建替え	19,363,000	半額免除(12ヶ月分)
練馬	光が丘清掃工場建替え	4,568,000	半額免除(12ヶ月分)
江戸川	処理能力超過	3,885,000	処理能力超過分 8,828.72 t 分を免除

27,816,000

(3) 調整額の受取区

	区名	当初受取額(円) 【A】	ごみ量 プラス構成比 【B】	免除分負担額(円) (免除額合計×B) 【C】	実受取額(円) (A-C)
1	中央	24,897,000	6.840 %	1,903,000	22,994,000
2	港	37,623,000	10.336 %	2,875,000	34,748,000
3	北	10,352,000	2.844 %	791,000	9,561,000
4	品川	20,460,000	5.621 %	1,563,000	18,897,000
5	大田	13,570,000	3.728 %	1,037,000	12,533,000
6	杉並	9,657,000	2.653 %	738,000	8,919,000
7	墨田	23,045,000	6.331 %	1,761,000	21,284,000
8	江東	224,392,000	61.647 %	17,148,000	207,244,000
		363,996,000		27,816,000	336,180,000

(4) 調整額の支払区

	区名	当初支払額	免除額	実支払額
1	千代田	36,196,000		36,196,000
2	新宿	64,984,000		64,984,000
3	文京	27,755,000		27,755,000
4	台東	33,062,000		33,062,000
5	荒川	22,451,000		22,451,000
6	渋谷	32,035,000		32,035,000
7	中野	30,248,000		30,248,000
8	目黒	38,725,000	19,363,000	19,362,000
9	世田谷	13,861,000		13,861,000
10	豊島	8,547,000		8,547,000
11	板橋	5,831,000		5,831,000
12	練馬	9,136,000	4,568,000	4,568,000
13	足立	14,917,000		14,917,000
14	葛飾	1,114,000		1,114,000
15	江戸川	25,134,000	3,885,000	21,249,000
		363,996,000	27,816,000	336,180,000